

令和8年度

## 下伊場野地区計画基礎諸元調査業務

### 現場説明書

東北農政局農村振興部設計課

## 1 一般事項

### (1) 契約の保証について

契約の保証については、別紙－1「契約の保証」のとおりである。

### (2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2) 上記1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

### (3) 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

## 2 積算業務区分等について

本業務の予定価格積算の適用基準は、以下のとおりである。

名称	適用基準
現地観測調査	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における測量
報告書作成	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における測量

## 3 作業歩掛

### (1) 作業歩掛

本作業の作業歩掛は別紙－2「作業歩掛」のとおり考えている。

なお、作業歩掛については、妥当性を検証するため、歩掛実態調査を行うものとする。

また、歩掛実態調査結果を別紙－3「見積歩掛実態照査表」にとりまとめ、監督職員へ提出するものとする。

## 4 打合せについて

本業務の打合せについては、下記のとおり考えている。

### (1) 積算基地

仙台市

### (2) 移動方法

回数	移動方法	打合せ場所
第1回	ライトバン	調査ほ場
第2回	徒歩	東北農政局（仙台合同庁舎A棟）
最終回	徒歩	東北農政局（仙台合同庁舎A棟）

(3) 打合せ人員

(単位：人)

回数	測量主任技師	測量技師	測量技師補
第1回	0.5	0.5	—
第2回	0.5	—	0.5
最終回	0.5	0.5	—
計	1.5	1.0	0.5

1回の打合せにおいて移動日数0.25日、打合せ0.25日を見込んでいる。

5 直接経費

本業務は直接経費として下記の数量を計上している。

名称	規格	単位	数量	備考
直接経費（電子成果・安全費除く）				
（1）旅費交通費				
打合せ（測量旅費・交通費）	通勤により打合せ ライトバン	回	1	
旅費交通費（測量外業日帰用）	ライトバン	回	2	調査機器設置1日 簡易な流量観測1日
（2）その他				
電子納品版業務報告書作成	印刷1部 A4 チューブファイル CD-R 0枚	式	1	
直接経費（電子成果品作成費）				
（1）電子成果品作成費				
電子成果品作成費	測量業務	式	1	

(1) 打合せ（測量旅費・交通費）

本業務における打合せ（第1回）については、調査ほ場で打合せを行うこととしており、日帰りにより実施することで考えている。

なお、積算基地等については下記のとおり考えている。

1) 積算基地

仙台市

2) 打合せ場所

大崎市

3) 移動方法

ライトバン

4) 旅費交通費

旅費交通費については下記のとおり計上している。

1回あたり算出

名称	規格	数量	単位	備考
高速道路等料金	消費税抜き 往復 普通 仙台宮城 ICー三本木スマート IC	1	回	
ライトバン損料	二輪駆動 乗車定員5名 排気量1.5L	1	日	
ガソリン	JIS2号 レギュラースタンド	5.4	L	

(2) 旅費交通費（測量外業日帰用）

本業務における外業については日帰りにより実施することで考えている。

なお、積算基地等については下記のとおり考えている。

1) 積算基地

仙台市

2) 作業場所

大崎市

3) 移動方法

ライトバン

4) 旅費交通費

旅費交通費については下記のとおり計上している。

1回あたり算出

名称	規格	数量	単位	備考
高速道路等料金	消費税抜き 往復 普通 仙台宮城 ICー三本木スマート IC	1	回	
ライトバン損料	二輪駆動 乗車定員5名 排気量1.5L	1	日	
ガソリン	JIS2号 レギュラースタンド	5.4	L	

6 かんがい期間

調査ほ場のかんがい期間は令和8年4月20日～9月10日を想定している。  
ただし、気象及び稲の生育状況等により変更となる場合がある。

7 一括計上価格

営農者作業協力金を一括計上価格として下記のとおり計上している。

名称	規格	単位	数量	備考
一括計上価格				
(1) 営農者作業協力金				
営農者作業協力金	営農調査 記入様式への記入	式	1	

(1) 営農者作業協力金

特別仕様書第3-2条第7項に記載している営農調査にあたり、営農者が記入様式へ記入する作業費用として営農者作業協力金（軽作業員 3.0 人相当額）を計上している。

本業務の受注者は記入様式回収後に営農者作業協力金を営農者へ支払うものとする。

## 別紙ー1 契約の保証

### 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

#### ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局歳入歳出外現金出納官吏 総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

#### イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

#### ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機

関等」と総称する。)とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 永井 春信」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に、記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

#### エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 永井 春信」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

#### オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 永井 春信」と記載

するように申し込むこと。

- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

### (3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

## 別紙－2 作業歩掛

### 歩掛1

取水量調査 調査機器設置  
設置 機械経費含

1箇所あたり算出

名称	規格	数量	単位	備考
労務費				
測量技師		1.000	人	
測量技師補		1.000	人	
測量助手		2.500	人	
材料費				
雑品	三角堰等含む 三角堰 全損 コンパネ加工 コンパネ 全損	0.080		労務費合計の8%
自記記録水位計	貸与品 応用地質(株) 小型絶対水位計 S&DL mini	1.000	基	貸与品使用
算出数量		1.000	箇所	

### 歩掛2

取水量調査 簡易な流量観測  
材料費含

1回あたり算出

名称	規格	数量	単位	備考
労務費				
測量技師		0.100	人	
測量技師補		0.500	人	
測量助手		0.500	人	
材料費				
雑品		0.050		労務費合計の5%
算出数量		1.000	回	

歩掛3

水深調査 調査機器設置  
設置 材料費含

1箇所あたり算出

名称	規格	数量	単位	備考
労務費				
測量技師		0.500	人	
測量技師補		0.500	人	
機械経費				
自記記録水位計	貸与品 応用地質(株) 小型絶対水位計 S&DL mini	1.000	基	貸与品使用
材料費				
雑品	Vuφ50含む Vuφ50 全損	0.120		労務費合計の12%
算出数量		1.000	箇所	

歩掛4

水収支等の整理

1ほ場あたり算出

名称	規格	数量	単位	備考
労務費				
測量技師		0.500	人	
測量技師補		3.500	人	
機械経費				
雑品		0.030		労務費合計の3%
算出数量		1.000	ほ場	

見積歩掛実態照査表

1 調査目的

本調査は「下伊場野地区計画基礎諸元調査業務」の見積歩掛について、その実態を把握し、見積歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的としている。

2 概要

発注者	局名	東北農政局
	事業所名	農村振興部設計課
	業務名	下伊場野地区計画基礎諸元調査業務
	担当者名	
受注者	受注者名	
	担当者名	
	担当者連絡先	

3 歩掛調査様式

作業項目	作業内容	歩掛（発注者記載）					歩掛（受注者記載）						
		労務費				機械経費	材料費	労務費				機械経費	材料費
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	雑品	雑品	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	雑品	雑品
取水量調査 調査機器設置	設置 機械経費含		1.000人	1.000人	2.500人		0.080						
取水量調査 簡易な流量観測	材料費含		0.100人	0.500人	0.500人		0.050						
水深調査 調査機器設置	設置 材料費含		0.500人	0.500人			0.120						
水収支等の整理			0.500人	3.500人		0.030							

※ 貸与品等については記載を省略。

4 歩掛に差異が生じた理由（発注者記入）

5 歩掛に差異が生じた理由（受注者記入）